

行政文書開示決定通知書

[REDACTED]様

法務大臣 小泉龍司



令和5年10月29日受付第816号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

法律案審議録「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成17年法律第87号）」のうち、法務省から内閣法制局に最初に提出された同法第116条中民法目次の改正規定に係る法律案

2 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の方法等により、開示の実施を受けられます。
<希望された実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち、既に開示請求書において記載された開示の実施方法とは異なる方法又は(2)に掲げる日時により開示を行うこともできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
A4判文書 57枚 (片面57枚、うちカラー10枚)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	570円	370円
	③複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付	白黒複写 用紙1枚につき10円 カラー複写 用紙1枚につき20円	670円	470円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	670円	470円

(注1) 当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれており、カラーコピーでの開示の実施を行うことができます。カラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(注2) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和6年1月30日から令和6年2月29日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の9：30から17：00まで（昼休みを除く。）

場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から10日後までに発送予定

郵送料（見込額）：複写機により複写したものの送付の場合

通常郵便物（定形外：規格内）500グラムまで390円

CD-Rに複写したものの送付の場合

通常郵便物（定形外：規格内）100グラムまで140円

* 担当課等

法務省民事局民事法制管理官付法制第二係

TEL：03-3580-4111 内線5967

〈説明事項〉

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して申出を行ってください。開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧するなど）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受ける、残りは閲覧するなど）もできます。一旦、上記で、後に必要な部分の写しの交付を受けることができます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けます）。この更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがいない場合は、お手数ですが、「* 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前（この「3日」には、行政機関の休日は含みません。）には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が開示請求手数料相当額までは無料、開示請求手数料相当額を超える場合は当該額から開示請求手数料相当額を差し引いた額となります。

(例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合

（残りの30頁は開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円

→手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることがあります。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」用紙をお送りしますので、担当まで御連絡ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の位置に相当額の収入印紙をはって（消印しないで）納付してください。

3 決定に係る審査請求等

この決定について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定のあつても、決定のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

ただし、処分の決定を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

令和6年 月 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

法務大臣 小 泉 龍 司 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

日 付 令和6年1月23日

文書番号 法務省民制第3号

受付番号 第816号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
法律案審議録「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成17年法律第87号）」のうち、法務省から内閣法制局に最初に提出された同法第116条中民法目次の改正規定に係る法律案	A4判文書 57枚 (片面57枚、うちカラー10枚)	1 閲覧	①全部 ②一部()
		2 複写機により白黒で複写したものの交付	①全部 ②一部()
		3 複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付	①全部 ②一部()
		4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	①全部 ②一部()

3 開示の実施を希望する日 令和6年 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 〔有 : 同封する郵便切手の額 円
無〕

納付していただく 開示実施手数料の額 <hr/>	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
--------------------------------	------------------	-------

* 担当課等

法務省民事局民事法制管理官付法制第二係

03-3580-4111 内線：5967